［条を削る。］

（犯罪組織情報官）

第三十二条　［略］

２　犯罪組織情報官は、命を受け、令第二十八条第四号に掲げる事務のうち組織犯罪の実行に係る組織に関する事務をつかさどる。

（国際連携対策官）

第三十三条　［略］

２　国際連携対策官は、命を受け、令第二十八条第六号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第十四条の規定に関するものに限る。）及び同条第七号に掲げる事務をつかさどる。

（特殊詐欺対策室）

第三十四条　［略］

２　特殊詐欺対策室においては、令第二十九条第一号及び第五号に掲げる事務のうち特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の捜査に関する事務をつかさどる。

［３・４　略］

（暴力団排除対策官）

第三十五条　［略］

２　暴力団排除対策官は、命を受け、令第二十九条第二号に掲げる事務、同条第三号に掲げる事務（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十三条、第十四条、第二十八条及び第三十二条の三から第三十二条の十五までの規定に関するものに限る。）及び令第二十九条第四号に掲げる事務をつかさどる。

［条を削る。］

第四款　交通局

（交通安全企画官）

第三十六条　［略］

２　交通安全企画官は、命を受け、令第三十三条第四号、第五号、第六号、第八号、第九号及び第十二号（令第三十三条第四号及び第五号に掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。

（犯罪収益移転防止対策室）

第三十　刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課に、犯罪収益移転防止対策室を置く。

２　犯罪収益移転防止対策室においては、令第二十七条第六号に掲げる事務（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）第三条第二項の規定による情報の集約、整理及び分析並びにその結果の犯罪収益移転防止法第十三条第一項の規定による提供に関すること並びに国際連携対策官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

３　犯罪収益移転防止対策室に、室長を置く。

４　室長は、命を受け、犯罪収益移転防止対策室の事務を掌理する。

（犯罪組織情報官）

第三十一条　［同上］

２　犯罪組織情報官は、命を受け、令第二十七条第四号に掲げる事務のうち組織犯罪の実行に係る組織に関する事務をつかさどる。

（国際連携対策官）

第三十二条　［同上］

２　国際連携対策官は、命を受け、令第二十七条第六号に掲げる事務（犯罪収益移転防止法第十四条の規定に関する事務に限る。）及び同条第七号に掲げる事務をつかさどる。

（特殊詐欺対策室）

第三十三条　［同上］

２　特殊詐欺対策室においては、令第二十八条第一号及び第五号に掲げる事務のうち特殊な捜査手法が必要となる詐欺及び電子計算機使用詐欺並びにこれに関連して行われる犯罪の捜査に関する事務をつかさどる。

［３・４　同上］

（暴力団排除対策官）

第三十四条　［同上］

２　暴力団排除対策官は、命を受け、令第二十八条第二号に掲げる事務、同条第三号に掲げる事務（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第十三条、第十四条、第二十八条及び第三十二条の三から第三十二条の十五までの規定に関する事務に限る。）及び令第二十八条第四号に掲げる事務をつかさどる。

（国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官）

第三十五条　刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課に、国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官一人を置く。

２　国際薬物・銃器犯罪組織捜査指導官は、命を受け、令第二十九条第一号及び第二号に掲げる事務のうち外国人により組織的に行われる不正取引に係る犯罪の取締りに関する事務並びに同条第三号に掲げる事務をつかさどる。

第四款　交通局

（交通安全企画官）

第三十六条　［同上］

２　交通安全企画官は、命を受け、令第三十二条第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十三号（令第三十二条第四号及び第五号に掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案に参画する。